

都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項		件数
一 全般的な事項	1.医療費適正化計画の基本理念	4
	2.第三期医療費適正化計画における目標	6
	3.都道府県医療費適正化計画の作成のための体制の整備	1
	4.他の計画との関係	5
	5.東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災地への配慮	0
二 計画の内容に関する基本的事項	1.住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項	35
	2.医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項	6
	3.目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項	40
	4.目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項	39
	5.都道府県における医療費の調査及び分析に関する事項	12
	6.計画期間における医療費の見込みに関する事項	1
	7.計画の達成状況の評価に関する事項	2
	8.その他医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項	2
三 その他	1.計画の期間	4
	2.計画の進行管理	6
	3.計画の公表	0
合計		163

※都道府県保険者協議会から提供された協議（意見）の内容を事務局で分類しています。

二 計画の内容に関する基本的事項	
1.住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項	
01	県民に対して、医療機関・薬局等に関する情報提供や医療の仕組み等についての普及啓発に取り組むと記載があるが、取組の成果の評価を含め、確実に推進してほしい。
02	たばこ対策については、受動喫煙対策をさらに推進してほしい。目標値を性別ごとに設定し、公共交通機関での取組みについても記載してほしい。特定保健指導対象者を減らすためにも喫煙対策は重要である。
03	後発医薬品の数量シェア80%の目標に近付けるよう強力に推進していただきたい。
04	がんの早期発見・早期治療のため、適切な検診や治療を受けることが出来る医療等の提供体制の構築や、がんに対する知識等の普及啓発について、引き続き配慮してほしい。
05	国が推進している「特定健診とがん検診の同時実施」の受診勧奨についても記載した方がよい。
06	糖尿病性腎症重症化予防は、被用者保険も含めた医療保険者や後期高齢者広域連合、医療機関が全県で対策を推進していけるよう、県が主体となって具体的効果的な取り組みをしてほしい。
07	特定健診・保健指導実施率の目標を達成できるよう制度の普及啓発及び保険者の取組みに対する支援、実施者の能力向上、受診体制の環境整備等について対策を行ってほしい。また、数値目標が過度な目標設定にならないようにしてほしい。
08	県民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、個人へのインセンティブについての文言を盛り込むべき。
09	医療保険者の枠組みを超えた保健事業や健康増進のための取組みなどの方策を検討してほしい。
3.目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項	
01	後発医薬品に関する普及啓発、重複投薬の是正等に向けた医薬品の適正使用の推進により一層努めてほしい。県が主体となって環境整備や、医師会・歯科医師会・薬剤師会など関係機関と協力するなどし、取組みを推進してほしい。
02	特定健診、がん検診実施率の向上、保険者協議会での連携、関係機関との連携、関連する計画等との連携、現役世代の健康づくり等において、都道府県がリーダーシップをとってほしい。

03	県においては、保険者協議会においても中核的な役割を積極的に行い、医療費適正化や健康づくりに関し、データヘルスの推進や好事例の創出・横展開等を通じた各保険者への支援や連携した取組など、県内保険者の中核としての活動を強化していただきたい。
04	本県の死因1位であり、かつ医療費総額にも高い割合を示すがんについては、日常生活習慣の改善や早期発見・早期治療を通じた状況の改善を強く進めていく必要があることから、県がん対策推進計画と調和を図りながら、その取組を強力に推進してほしい。
05	糖尿病重症化予防にむけて、県医師会や各保険者との連携及び調整、腎透析の恐ろしさなどを県民に幅広くPRしていただきたい。
06	県民が主体的に自らの健康管理・疾病予防に取り組めるようにするには、若い頃からのライフステージに応じた取組みや健康教育の推進が必要である。そのため、県においては、保健医療関係団体や教育機関等、及び保険者協議会とも連携し、県内全域で健康づくりに関する機運が醸成するための施策を講じてほしい。
07	計画の趣旨をはじめ健康づくりや医療費適正化の取組みの必要性について、県民が積極的に取り組めるよう周知していただきたい。
08	普及啓発やリスクの周知徹底に加えて、公共交通機関、飲食店等の敷地内禁煙の徹底など、タバコを吸いにくい環境づくりのための取組みが必要。
09	医療費を取り巻く課題の中で、離島の医療施設等についての課題を記載していただきたい。
10	「低栄養防止・重症化予防事業」、「訪問歯科健診・口腔ケア指導事業」、「訪問服薬指導事業」を県全体の健康事業として検討していただきたい。
4. 目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項	
01	後発医薬品の使用促進や重複・頻回受診、重複・多剤投与、糖尿病重症化予防の推進、特定健診の受診率向上のための取組みは、医療関係者の協力が必要不可欠であるため、医療関係者との連携の強化を図ってほしい。
02	医科と歯科の連携とあるが、かかりつけ医、腎・糖尿病専門医との連携という文言を盛り込むべき。
03	高齢者専門の医療機関等と連携するなど、体制を整備してほしい。
04	医薬品の適正使用の促進については、重複多剤投与者と重複頻回受診者に対する保健指導の一体的な取組みを推進するとともに、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携体制の構築をしてほしい。
05	各種施策の中で連携という文言が多くあるが、行政主導を含めた具体的で実効性のある連携施策を実施してほしい。
06	生活習慣病の重症化予防について、国民健康保険のみならず、被用者保険も横断する重症化予防プログラムを県主導で確立してほしい。

07	本計画の策定及び変更の際に関係市町村と保険者協議会に協議することが明記されているが、関係者の役割にも保険者協議会を記載すべきではないか。
08	重複投薬の是正に向けた取り組みにおいて、薬剤師会の協力・連携という文言を盛り込むべき。
09	県の医療機関等情報共有システムに、さらに人間ドック等のデータを追加してほしい。患者が結果を持って地域の医療機関を受診する場合に、健診時との比較などができて効率的かつ効果的である。また、患者の負担軽減、医療費適正化も進むと考える。
10	特定健診にかかる価格交渉を保険者協議会が行い、県内統一価格とすることで、受診勧奨しやすい環境づくりが必要ではないか。
11	「職場の健康づくり賛同事業所」の拡大・強化の推進ということだが、構成団体である協会けんぽ支部においても「健康経営」を行う事業所を支援する事業を進めており、県もこの事業に連携して「健康経営」事業所を支援する仕組みを作ってください、県全体の体制づくりをしていただきたい。
12	県と保険者の役割として、医療機関への頻回、重複受診や柔道整復、鍼灸、あんまの医療との同一疾病での併給等適正受診など、県と保険者が連携し被保険者等への啓発活動を推進していただきたい。